

13文科人第218号
平成13年 8月 7日

各 国 立 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 長
大 学 評 価 ・ 学 位 授 与 機 構 長
国 立 学 校 財 務 セ ン タ ー 所 長 殿
文 部 科 学 省 各 施 設 等 機 関 長
日 本 学 士 院 長
水 戸 原 子 力 事 務 所 長

文部科学省大臣官房人事課長
樋 口 修 資

文部科学省健康安全管理規程の一部改正について（通知）

標記のことについて、文部科学省健康安全管理規程（平成13年文部科学省訓令第10号）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。

ついては、平成13年4月1日以降はこれによることとし、適用日から施行日の間についても、改正後の条項を適用してください。

○文部科学省訓令第六十五号

文部科学省健康安全安全管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年八月六日

文部科学大臣 遠山 敦子

文部科学省健康安全安全管理規程の一部を改正する訓令

文部科学省健康安全安全管理規程（平成十三年文部科学省訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「第三項」の下に「第一号」を、「第二項」の下に「若しくは第三項第二号」を加え、「実効線量当量」を「実効線量」に、「組織線量当量」を「等価線量」に改める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

(参考)

○ 文部科学省健康安全管理規程(平成十三年文部科学省訓令第十号)

新 訓 令 案	現 行
<p>(緊急時に関する報告)</p> <p>第十三条 部局長は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>一 職員が規則一〇―五第四条第一項若しくは第三項第一号に定める実効線量の限度又は同条第二項若しくは第三項第二号に定める等価線量の限度を超えて被ばくした場合</p> <p>二 規則一〇―五第二十条第一項各号の一に該当する場合</p>	<p>(緊急時に関する報告)</p> <p>第十三条 部局長は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>一 職員が規則一〇―五第四条第一項若しくは第三項に定める実効線量当量の限度又は同条第二項に定める組織線量当量の限度を超えて被ばくした場合</p> <p>二 規則一〇―五第二十条第一項各号の一に該当する場合</p>

（趣旨）

第一条 文部科学省（文化庁を除く。）の職員の保健及び安全保持に関しては、人事院規則一〇一四（職員の保健及び安全保持）（以下「規則一〇一四」という。）、人事院規則一〇一五（職員の放射線障害の防止）（以下「規則一〇一五」という。）、人事院規則一〇一七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）（以下「規則一〇一七」という。）、人事院規則一〇一八（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）（以下「規則一〇一八」という。）又はその他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この訓令において「部局」とは、本省内部部局、国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第二条第一項に規定する国立学校で他の国立学校に附置され、又は併設されていないもの（当該国立学校が、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を附置し、又は短期大学を併設している国立大学であるときは、当該大学には、これらの附置され、又は併設されている学校等を含むものとする。）をいう。）、文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十九条第一項及び第二項に定める機関、日本学士院並びに水戸原子力事務所をいう。

2 この訓令において「部長」とは、本省内部部局及び水戸原子力事務所にあつては大臣官房長、その他の部局にあつてはその長をいう。

（事務の委任）

第三条 文部科学大臣は、部長に、規則一〇一四、規則一〇一五、規則一〇一七及び規則一〇一八に規定する文部科学大臣の事務を委任する。ただし、規則一〇一四第十二条第一項及び第三項、第十六条の二、第二十六条第一項、第二十七条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条第二項に規定するもの並びに規則一〇一五第十二条、第二十一条及び第二十七条第二項に規定するものについては、これを委任しない。

（健康安全管理細則）

第四条 部長は、職員の健康管理及び安全管理に関し、健康安全管理細則を作成し、これを職員に周知させなければならない。

2 健康安全管理細則には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 規則一〇一四第十二条第二項第一号から第八号までに掲げる事項
 - 二 女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に必要な事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全管理に必要な事項
- 3 部長は、健康安全管理細則を作成し、又は変更した場合には、すみやかに文部科学大臣に報告しなければならない。

（共同野外実験等）

第五条 部局が他の省庁又は他の部局と共同して規則一〇一四第八条第一項に規定する野外実験等を行なう場合には、部長は、あらかじめ他の省庁の長又は他の部局長と協議を行ない、当該野外実験等に係る健康管理又は安全管理の総括の責任者の設置その他当該野外実験等に係る職員の健

事項を速やかに文部科学大臣に届け出なければならない。

(緊急時に関する報告)

第十三条 部局長は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

一 職員が規則一〇―五第四条第一項若しくは第三項第一号に定める実効線量の限度又は同条第二項若しくは第三項第二号に定める等価線量の限度を超えて被ばくした場合

二 規則一〇―五第二十条第一項各号の一に該当する場合

(放射線障害防止管理規程の報告)

第十四条 部局長は、規則一〇―五第二十七条第一項に規定する放射線障害防止管理規程を作成し、又は変更した場合は、すみやかに文部科学大臣に報告しなければならない。